

2020 年 2 月 20 日

LEC 行政書士講座をご受講いただきましてありがとうございます。

2020 年度行政書士試験向けの「合格講座」の別冊につきまして、以下のような訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、ご確認をお願いいたします。

GU20012 『2020 行政書士試験 合格講座【民法 I】別冊』

(p. 266) □□267・268 (解答・解説)

267 の解説と 268 の解説が **逆** になっていましたので、以下のように訂正いたします。

□□267 × 先取特権は、その目的物の売却、賃貸、滅失または損傷によって債務者が受けるべき金銭その他の物に対しても、行使することができる(物上代位/304条1項本文)。なお、先取特権者は、その払渡または引渡しの前に差押えをしなければならない(304条1項ただし書)。講義録P.177

□□268 ○ **そのとおり**。先取特権は、債務者がその目的動産をその第三取得者に引き渡した後は、その動産について行使することができない(333条)。講義録P.176

GU20013 『2020 行政書士試験 合格講座【民法 II】別冊』

(p. 276) □□343 (問題) 上から 3 行目

債務者は、債務の履行に代わる……………

↓ (訂正)

債権者は、債務の履行に代わる……………

(p. 329) □□461 (解答・解説) 上から 1 行目

□□461 × 相殺の意思表示を……………

↓ (訂正)

□□461 ○ **そのとおり**。相殺の意思表示を……………

GU20014 『2020 行政書士試験 合格講座【行政法 I】別冊』

(p. 9) 2018 年度 (平成 30 年度) 問題 11 (解答)

【問題 11】 正解 2

↓ (訂正)

【問題 11】 正解 4

ご迷惑をおかけしまして申し訳ございません。どうぞよろしく願いいたします。